

(平成24年10月24日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 2 件 |

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①から④までに係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成8年5月から同年9月まで、及び9年3月から同年5月までは17万円、同年6月から同年12月までは18万円、10年1月から同年9月までは20万円、11年1月から同年9月までは24万円、13年1月から15年2月まで、及び同年4月から16年8月までは26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準賞与額の記録を、申立期間⑤は60万7,000円、申立期間⑥は9万2,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る上記訂正後の標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年4月25日から10年10月1日まで
② 平成11年1月1日から同年10月1日まで
③ 平成13年1月1日から16年9月1日まで
④ 平成16年10月1日から17年4月1日まで
⑤ 平成15年12月25日
⑥ 平成16年1月25日

A社（現在は、株式会社B）に勤務していた期間のうち、申立期間①から④までについては、標準報酬月額が当時の給与額と比較して低くな

っており、申立期間⑤及び⑥については、賞与から厚生年金保険料が控除されているが、標準賞与額に反映されていないので、標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額（標準賞与額）の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額（標準賞与額）を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額（標準賞与額）の範囲内であることから、これらの標準報酬月額（標準賞与額）のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成8年5月1日から同年10月1日までの期間、及び9年3月1日から10年10月1日までの期間、申立期間②及び③のうち、13年1月1日から15年3月1日までの期間、及び同年4月1日から16年9月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書及び株式会社Bが保管する賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額から、8年5月から同年9月までは、及び9年3月から同年5月までは17万円、同年6月から同年12月までは18万円、10年1月から同年9月までは20万円、11年1月から同年9月までは24万円、13年1月から15年2月まで、及び同年4月から16年8月までは26万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人が所持する給与明細書及び当該事業所が保管する賃金台帳において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録による標準報酬月額が長期にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成8年4月25日から同年5月1日までの期間、及び同年10月1日から9年3月1日までの期間、申立期間③のうち、15年3月1日から同年4月1日までの期間並びに申立期間④に係る標準報酬月額については、給与明細書及び賃金台帳で確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額が、オン

ライン記録の標準報酬月額と一致しているか、又は低額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

申立期間⑤及び⑥について、申立人が所持する賞与明細書及び株式会社Bが保管する賃金台帳により、申立人は当該事業所から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

したがって、当該期間に係る標準賞与額については、賞与明細書及び賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額又は賞与支給額から、平成15年12月25日は60万7,000円、16年1月25日は9万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 33 年 12 月 1 日から 37 年 10 月 1 日まで
(A 株式会社)
② 昭和 37 年 10 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
(B 株式会社)
③ 昭和 38 年 4 月 1 日から 39 年 11 月 30 日まで
(C 株式会社)

私は申立期間①、②及び③について脱退手当金を受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

D年金事務所が保管する申立人の申立期間①、②及び③に係る脱退手当金裁定請求書には、「受付 43. 7. 8」「隔地 支払済 43. 9. 6」の押印がある上、「払渡希望銀行または郵便局名」の欄には申立人の当時の住所地近くの「E郵便局」が記載されており事務処理に不自然さはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2908

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 11 月 1 日から 41 年 5 月 1 日まで
申立期間について、父、姉と共にA社（現在は、株式会社B）に勤務したが、父と姉の厚生年金保険加入記録はあるのに自分だけは加入記録がないのは納得いかないので厚生年金保険の加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

株式会社Bは、「申立人は父・姉と共に勤務していた。」と回答していることから、期間の特定はできないものの、申立人が当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、株式会社Bに当時の資料は保管されておらず、複数の同僚に照会したが申立人のことを記憶している者はいないため、申立人の申立期間における具体的な勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、複数の同僚が、厚生年金保険に加入していない従業員がいた旨の供述をしている上、申立人が記憶する複数の同僚についてもA社に係る厚生年金保険加入記録が確認できないことから、当該事業所においては、必ずしも従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の氏名は記載されておらず、健康保険番号も連続しており欠番も無く、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。